

2008年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<p>・ 市民の暮らしと福祉の充実</p>		
<p>1 負担感が強まっている市民生活に配慮し、下水道料金・人間ドックなど各種使用料、手数料など公共料金の引き上げは行わないこと。</p>	<p>合併前の各地域で異なる下水道使用料及び集落排水施設使用料については、合併協議会の調整方針で「段階的な負担調整を行い、平成22年度より合理的な料金体系を確立する。」ということが確認されております。</p> <p>これに従い、公平・公正の観点から使用水量にあわせた従量制に一本化し、平成19年度より段階的に調整を行い、平成22年度より同一の料金とすることとしています。（環境下水道部）</p> <p>人間ドックの自己負担金については、合併協議により、19年度までは委託料の2割程度とし、20年度からは3割程度とすることとしています。また、検診の自己負担金は、集団健診が委託料の1割、個別健診では2割程度とするよう合併協議の場で調整を図りました。人間ドックは、市独自の事業であり、国の財政措置のある基本健康診査の自己負担割合より高くなることはやむを得ないという考えのもとに、医療保険制度の負担割合も考慮して3割負担としたものです。（福祉保険部）</p>	<p>環境下水道部 福祉保健部</p>
<p>2 消費税の増税中止と食料品への非課税を国に求め、水道料金への転嫁はやめること</p>	<p>国の動向を見ながら法の定められたところにより対応することとします。</p>	<p>総務部</p>
<p>・ 増税、負担増から市民の暮らしを守ること。増税分を高齢者、低所得者、障害者の負担軽減策に振り向けること。国に増税の中止を求めること。</p>	<p>平成19年度の税制改正では、国から地方へ3兆円の税源を移譲するとともに、所得税は所得の再分配機能、個人住民税は応益性の重視という役割分担を明確にしたうえで、個々の納税者の税負担が今までと極力変わらないように配慮されております。本市の税収におきましては、都市部と比べましても経済の回復基調もなかなか現れないことから、税収の自然増は見込めないため厳しい財政状況に変わりはなく、新たな負担軽減策を講ずることは困難であります。しかし、本市としては、これからも公正で公平な税制の確立などを国等へ要望していきたいと考えております。</p>	<p>総務調整監</p>
<p>3 介護保険負担に対する市の軽減措置を拡充すること。</p>	<p>介護保険料については、本市独自の施策として、低所得者（保険料第1、2段階）の方に対し、資産の状況を加味した軽減制度を実施しており、さらなる軽減措置を設けることは考えていません。</p>	<p>福祉保健部</p>

2008年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
4 国保料の引き上げをおこなわないこと。国保料の滞納者への制裁措置をやめ、短期保険証を本来の保険証に戻すこと。	<p>少子高齢化の急速な進行による医療費の増加、景気の低迷及び無職者や低所得者が多いという構造的な問題による保険料収入の減少により、本市の国保会計は毎年赤字決算が続いています。平成18年度決算においては単年度収支では1億1千万円強の赤字決算となっており、平成19年度についても赤字になるものと見込んでいます。このような厳しい財政状況の中ではありますが、医療保険制度が大きく変更となる平成20年度においては、制度を十分に周知していくことが重要であり、1年間の制度が定着した中で、国保の財政状況を見極めたうえ、今後、保険料率について検討を行うことが適当であると考えます。したがって平成20年度の保険料率については、基金による負担調整措置を講じ、現行の医療分の料率を医療分と後期高齢者支援金分に分割し、全体としては引き上げを行わず、介護分についても現行どおりとする予定です。</p> <p>「短期被保険者証」は、保険料を滞納している世帯の被保険者証について、通例定める期日より短い期日を定めることができるものであり、その更新は通常窓口で行なうことにしていますので、滞納者と接触する機会が増え、保険料の収納については非常に有効なものと考えています。国民健康保険制度は「相互扶助」の社会保障制度であり、負担の公平性を維持するためには、「短期被保険者証」は必要であると考えます。</p>	福祉保健部
5 保険料の大幅な引き上げと医療費の2割負担となる後期高齢者医療制度の実施の中止と制度の撤回を国にもとめること。	<p>急速な少子高齢化の進行とともに老人医療費が増大している中で、国民皆保険を堅持し、将来にわたって医療制度を持続可能なものとしていくため、医療制度改革の一環として、平成20年4月から75歳以上の後期高齢者を対象とした新たな医療保険制度である「後期高齢者医療制度」が創設されることとなっております。</p> <p>国民医療費は毎年1兆円ずつ増加しており、その伸び率は国民所得を上回っており、中でも老人医療費は、国民医療費32.4兆円（平成18年度概算）のうち11.2兆円で、約3分の1占めています。今後も医療費の増加が見込まれているうえに、さらに急速な少子高齢化の進行により、高齢者を支える世代が少なくなることが予想されています。</p> <p>このような状況の中で、後期高齢者医療制度は、高齢者世代と現役世代、また高齢者世代間での負担の公平化を図り、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていくため、創設されるものです。国民皆保険を堅持し、どの世代にも公平で安定した医療サービスを継続して提供していくために、必要な制度であると考えています。</p> <p>また、70～74歳の一般所得者の窓口負担については、平成20年4月から現行の1割が2割へ引き上げられることとなっておりますが、与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて見直しが行われ、平成20年4月から平成21年3月までの1年間引き上げを凍結する事が決定されております。</p>	福祉保健部
6 一般世帯と著しい格差の解消と生存権の保障のために、国に生活保護費の引き上げ、夏期手当の新設、老齢加算の復活、母子加算の削減中止と復活を求めること。	<p>各種加算を含む生活保護基準については、国において数値的な根拠の下に専門機関で慎重に審議され決定されたものであり、根拠数値を持たない自治体としては要望することが困難であると考えます。</p>	福祉保健部

2008年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
1) 当面、独自の措置として、夏期手当、年末手当は一人5,000円に増額すること。	<p>鳥取市の被保護人員は、依然として増加傾向にあり、合併後の16年11月の1,655人から昨年12月末現在1,922人と267人増加しており、生活扶助費の合計額は年々増えている状態です。また、依然として申請件数は高く、被保護人員の増加が続くものと予想されるところです。</p> <p>鳥取市においては、依然として厳しい財政状況が続いており、歳入の確保と歳出の削減、事務事業の見直し等行財政改革に取り組んでおりますが、そのような状況の中で夏期及び年末手当を増額することは困難です。</p>	福祉保健部
2) 申請書を窓口置くこと。	<p>生活保護の相談の際には、保護制度の趣旨や被保護者の権利と義務などについて、十分に説明し理解していただいた上で、相談者本人に申請のご意思があれば申請書をお渡ししております。</p> <p>よくご理解いただいた上で申請いただくことは、申請される方にとりましても、よろしいのではないかと考えます。</p>	福祉保健部
3) 生活保護の辞退届は、基準オーバーによる廃止時に提出をもとめないこと。提出は、真に本人の辞退による場合に限ること。	<p>収入増などにより保護が不要となった場合は、保護の要否判定により廃止となるので、辞退届の提出は不要です。</p> <p>辞退届については、国の通達に基づき、ご本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出いただいております。</p>	福祉保健部
4) 相談活動の充実と地域の医療・福祉関係者との連携強化のために、社会福祉士の国家資格をもつ専門職員を複数配置をすること。	<p>福祉専門職員を配置することは望ましいと思いますが、本市においては、福祉専門職員の職場が限られているため、採用に当たって専門職の枠を設けておりません。</p> <p>一般職員でも専門知識・技能を研鑽することにより、専門職員と同様に業務を遂行できると考えます。</p> <p>このため毎月1回の職場研修や外部講師を招いての研修を年1回実施しておりますが、今後さらに研修内容の見直しをして充実を図るとともに、国や県が開催する研修等への参加、関係機関との連携の強化などに取り組んでまいります。</p> <p>また、査察指導員を中心に経験豊富な職員が担当職員を指導し、レベルアップを図りたいと思います。</p>	福祉保健部
5) 先進自治体に学び、多重債務相談・援助の体制をつくり、生活再建を支援すること。	<p>多重債務については、本市が行っている「暮らし110番」や無料法律相談の他にも国や県が行う相談事業で相談を受け付けています。</p> <p>福祉事務所としてどのような支援ができるのか検討してまいりたいと思います。</p>	福祉保健部

2008年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
7 障害者自立支援法の応益負担の中止を国にもとめること。また、負担増に対し障害者と家族を財政支援すること。	<p>障害者自立支援法は、障害のある方の社会参加、自立した地域生活の推進を図るため、福祉サービスの体系を再構築するものであり、その方向は今後も引き続き維持すべきものと考えます。</p> <p>しかしながら、変化が急激だったため、利用者、事業者など多くの方々からの要望を受け、一昨年12月に国は、利用者負担のさらなる軽減、事業者に対する激変緩和措置、緊急的な経過措置などの特別対策を決定し、さらに昨年12月には、障害者自立支援法の見直しに向けた緊急措置として、利用者負担を平成20年7月からさらに軽減するなどの方針を示しました。</p> <p>本市においては、今後も市町村や利用者への負担の押し付けとならないための財政措置など、制度を円滑に実施するため、必要に応じて国、県への働きかけを行なってまいりたいと考えております。</p> <p>なお、若草学園の利用者負担については、市民税非課税世帯について、独自の負担上限額を設けて負担軽減を図っております。また、複数の未就学児が、通園する場合の保育料の軽減対象を、県との協調により障害児通園施設の利用者負担にも広げています。</p>	福祉保健部
1) じん臓疾患等難病患者助成金事業は、医療・福祉の命綱であり、継続すること。	<p>本市が独自に行っております「じん臓疾患等難病患者助成金事業」は、この事業の費用に充てるための基金をその財源として実施してまいりました。昭和52年の基金設立以来、30年にわたり行ってきた事業ですが、平成20年度中にはこの基金残高が底をつく見通しとなり、基金を財源とした事業の継続が困難な状況に至ったものであります。</p> <p>本市としましては、この間の人工透析患者の方に関係する諸制度の変化を踏まえながら、一層厳しさを増している財政状況にある中、同事業について今後いかに対応すべきか、患者団体の意見も参考にしながら鋭意検討を進めております。</p>	福祉保健部
2) 障害者の医療費助成制度は、従来の制度に復活させること。	<p>県と市町村の協調による重度障害者医療費助成制度については、医療保険制度の改革による自己負担の増、高齢化の進展、人口減少局面の到来など諸情勢の変化を踏まえ、将来に向けた持続可能な制度とするため、県が中心となり、市町村と連携して見直しを行い、昨年9月に県議会、12月には市議会で条例改正されたものです。</p> <p>また、70歳未満の中軽度の障害のある人を対象とした本市独自の障害者医療費助成制度も、重度障害者医療費助成制度の改正を前提に、本市独自の制度を従来どおりとした場合、障害の程度の重い人のほうが、中・軽度の人より負担が重くなることが見込まれるとともに、国の制度見直し等により高齢者医療を受けられる70歳になられると、医療費に負担が発生または増加するなどの矛盾が生じてきておりました。</p> <p>このような状況を踏まえ、本市独自の制度の見直しを行うに至り、昨年3月定例市議会で条例改正を提案し承認いただいたものです。</p> <p>いずれも制度の見直しを行ったところであり、新たな見直しについては現在考えておりませんが、今後も社会情勢の変化などにより適宜見直しを行いながら、真に必要としておられる方へ公正適正に医療費を助成する制度として、存続できるよう努力してまいりますので、ご理解をお願いします。</p>	福祉保健部

2008年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
8 子育て世代の不安定雇用による格差の拡大や増税による負担増がますます大きくなるなか、次世代育成行動計画と整合性を持たせながら、安心して子育てができる環境づくりと少子化対策を強めて行くこと。	少子化対策は国の主要施策であり、また人口増加対策の柱でもあるため、国の方針とも整合性を図りながら、「鳥取市次世代育成行動計画」に基づき、子どもを産み育てやすい環境づくりを計画的に進めます。	福祉保健部
1) 現行の保育料引き下げ措置は08年度以降も引き続きおこなうこと。	保育料の軽減は、国基準の改定や、市全体の財政状況など総合的に判断しながら、対応していきたいと考えています。	福祉保健部
2) 保育園運営は、経済優先の規制緩和による保育環境の低下につながらないように、福祉政策として行政が責任をもっておこなうこと。	保育園の運営については国が施設や職員数の基準を定め、運営費について行政と事業者との負担割合が定められており保育の質が一定となるよう定められております。本市における保育園の運営方式は、保育ニーズ、職員定数、財政状況等を勘案しながら、個別に最も適した方式を採用していきたいと考えております。	福祉保健部
3) 私立幼稚園就園奨励金の対象を国基準まで引き上げること。	私立幼稚園就園奨励金は、18年度には第4階層を国基準と同一基準額へ引き上げ、補助対象となる市民税所得割の限度額についても、平成19年度に80,000円を144,200円に引き上げております。今後も財政状況や他都市の状況などを勘案しながら対応します。	福祉保健部
4) 一時保育、延長保育、休日保育などの特別保育の充実を全市的に図ること。	特別保育を全園で一律に実施することは困難ですが、各園のニーズを把握しながら対応していきます。	福祉保健部
5) 学童保育の運営は行政が責任をもつこと。大規模なクラブに対しては早急に専用施設をつくり、児童数の適正化を図ること。また、未設置校での開設に向けての取組を強め、対象年齢の拡大や保育時間の延長などに対して、市として援助すること。	放課後児童クラブの運営については各保護者会へ委託していますが、最終的な責任は本市にあり、今後も保護者会と協働のもと運営していく考えです。 入級児童数が71名以上の大規模児童クラブについては、国の施策により平成22年度までに分割することが求められています。このため、分割後のクラブの運営場所として、学校の余裕教室や近隣の公共施設、さらに専用施設や民間施設の利用を視野に様々な方向から検討を行っていきます。 また、本市では平成19年度において44小学校区中35小学校区で放課後児童クラブを開設しており、来年度新たに1小学校区において児童クラブの開設に向けた取り組みを進めています。開設にあたっては、設置場所や指導員の確保、運営にあたる保護者会の組織など様々な課題がありますが、今後も児童クラブを必要とする全ての小学校区での開設に向け取り組んでいきます。 入級対象年齢を拡大するにあたっては、児童の健全育成上慎重に判断する必要があると考えていますが、保育時間の延長については、開設場所の管理や指導員の確保等を含め、その対応は各児童クラブの判断に委ねています。これらの措置について必要となる財源について、国県の補助制度を活用しながら、できる限り支援していきたいと考えています。	教育委員会

2008年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
6) 乳幼児医療費助成制度は対象年齢を拡大し、窓口負担を完全無料化とすること。また、入院は小学生の入院費の一部を助成する制度を新設すること。	<p>子育てに伴う医療費の負担軽減のため、県と市町村が協調して、特別医療費助成制度を実施しており、平成17年4月からは、通院に係る医療費の助成対象年齢を4歳未満から5歳未満に拡大しています。また、入院に係る医療費については、就学前まで助成しています。</p> <p>県においては、少子化対策の一環として、この制度の見直しを行い、平成20年4月から通院の場合の対象年齢を拡大し、就学前まで引き上げることとされたところであり、本市も県と同様に対象年齢の拡大を図ることとしています。</p> <p>なお、県・市町村とも厳しい財政状況にありますので、子育て家庭にとって過大な負担とならないよう必要最小限の自己負担をしていただくことにより、対象年齢の拡大について見直しをなされたものです。</p> <p>また、入院の場合の自己負担については、今までは上限はありませんでしたが、この見直しにより、1ヶ月15日まで、18,000円の上限が新たに設けられることになり、負担が軽減されることとなります。</p> <p>なお、小学生の入院費の一部を助成については、厳しい財政状況にある中で、市独自で実施することは困難であると考えております。</p>	福祉保健部
7) 認定こども園は、現状の保育環境の低下を招き、保育料の負担能力で子どもたちの受ける保育に格差が生まれるなどの問題点があり、導入は慎重を期すこと。	<p>保育園と幼稚園の機能をあわせもつ、「認定こども園」は従来の認可制度の枠組みの中で運用されるものであるため、本市にとって最も有利となる方法で実施できるよう検討しております。</p>	福祉保健部
・ 就学前教育をすべての子どもに保障できる環境を整備すること。また、保育料は所得の実態に応じたものにする	<p>就学前教育は子どもの発達にとって重要であり、すべての子どもが受けることができる環境が望ましいと考えております。</p> <p>本市では就学前の教育を受けやすくするため、幼稚園については、就園奨励費補助金制度により、所得に応じた負担軽減を行っております。また保育料は所得に応じた設定となっており、保育料は国基準の約70%、3才以上児は国基準の約80%に軽減しています。</p> <p>今後も国の基準改定等にあわせて適宜対応してまいります。</p>	福祉保健部
9 乳がん検診は、毎年実施すること。また、妊婦健康診査は、受診回数を増やすこと。	<p>平成12年3月厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき2年に1回の間隔で実施することが示されました。鳥取市も国が示す受診間隔に基づき今後も乳がん検診を実施していきたいと考えています。国立がんセンターでは、マンモグラフィーの導入により発見精度が高まり、2年に1回の健診でも、毎年受診した場合とほぼ同様の有効性が報告されています。</p> <p>妊婦健康診査については、母体や胎児の健康確保を図るために受診勧奨をするとともに、少子化対策の一環として妊娠中の健診費用の負担の軽減を図ることが重要です。本市では、妊婦健康診査の公費助成については、現在母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票3回分を交付しているところですが、平成20年度からは5回に増やすよう予算計上しているところです。</p>	福祉保健部

2008年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
・教育の充実と施設整備の改善		
1 小・中学校の全学年で30人以下学級をすすめること。	きめ細やかな指導や基礎学力の定着など、さまざまな教育効果が期待できる小学校1・2年生及び中学校1年生での30人学級は、今後も引き続き実施する方針です。しかし、実施にあたって、県への協力金を支払う方式になっている現状では、財政への圧迫は大きいものがあります。この制度の成果を見究めながら、「すべての学年での30人学級への標準法の変更」を、県と協力しながら、より一層、国に要望してまいります。	教育委員会
2 改正教育基本法の具体化にあたっては、学校現場に混乱をきたさないよう、憲法に基づく教育行政を推進すること。	教育基本法の成立を受けて、今後、学校教育法、社会教育法などの関係法令や学習指導要領の改正及び教育振興基本計画の策定が行われ、教育基本法の目的や理念を具現化するための具体的な内容や方法が示される予定である。今後の改正作業を注視し、的確な対応を行うことによって、学校現場に混乱が生じないように努めていきたい。	教育委員会
3 学校給食は、法の趣旨を十分にふまえ、民間委託を行わないこと。	学校給食業務において、食育を充実し、食の安全・安心を保つ必要がある業務（献立の作成、食材の調達、調理の指示、調理物の検査、給食時間や給食指導等）については、教育委員会が直接実施し、民間への委託は行いません。しかしながら、今後調理員が減員となっていく予定を踏まえながら、調理作業や配缶作業、洗浄・消毒作業などの業務については、教育委員会の指導・監督のもとで民間への委託を実施していくこととしております。	教育委員会
4 就学援助は補助項目の拡大と給食費の全額補助をおこなうこと。	本市の就学援助は、国が示す費目と予算単価を基に支給しているところです。経済情勢は依然厳しく、子どもたちを取り巻く環境が不安定な中、今後とも現行制度の維持に可能な限り努めていきたいと考えており、本市独自の補助項目を新設することについては困難と考えております。 給食費については、要保護家庭の給食費は全額補助を行っていますが、準要保護児童生徒の給食費については、一部援助を行う国庫補助の考え方を踏襲して一部援助としており、全額援助が必要な家庭は要保護申請手続きを促すなど、現行の法体制の中で対応していきます。	教育委員会
5 高校生など関係者の要望が強い環境大学がおこなう授業料の減免に対し、県と連携して財政援助をおこない、対策強化をおこなうこと。	環境大学では、世帯の収入が少ない学生に対する経済的支援と県内高校生に対する大学進学機会の拡大等を目的として、平成20年度から授業料減免制度を大幅に拡充しました。県内出身の学生なら、所得基準や取得単位数等の要件を満たせば、予算枠にとらわれことなく全て対象となります。減免により大学の収入は減りますが、支出の見直しなど、経営改善に取り組むこととしており、減免制度に対する新たな財政支援を行う考えはありません。なお、本市としては、制度が学生確保に大きくつながるよう、市報やCATVなどで、PR等について協力していきます。	企画推進部

2008年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
・産業振興と雇用確保		
1 平成17年1月からモデル事業として試行している小規模修繕等契約希望者登録制度の実績を検証し、改善すること。また、事業者の受注機会の拡大をすすめるため、対象となる「緊急性がなく」という条件は削除し、契約金額の引き上げをおこなうこと。学校、公民館、福祉施設など公共施設を管理する担当課に対して、積極的な制度の適用・推進を要請すること。	<p>小規模修繕等契約希望者登録制度の実績は、平成17年度が登録者124人、発注件数15件、発注金額2,639千円、平成18年度が61人、6件、1,069千円であり、平成19年度は12月末時点で35人、9件、979千円となっております。今年度の事業実施に当たり、「緊急性」とは人身被害の発生が起こりうるような特に安全性の確保が必要なものと定義を明確化しておりますが、登録者数の減少傾向が続いております。この主たる要因としては、毎年度ごとの登録申請が必要なうえに、発注件数が少ないことであると考えられます。</p> <p>こうした課題への対応と小規模事業者振興として有効な制度のあり方については、平成20年度も事業継続の方向で、現在その内容の検討を進めております。</p>	都市整備部
2 誘致企業の多額の補助金を支出しているが、経営戦略によって非正規雇用が増大している。真に将来不安の解消、生活の安定と向上に役立つために、市が正規・非正規の雇用実態を調査すること。また、雇用安定のために必要な要請をおこない、企業の社会的責任を果たすようにもとめること。	<p>本補助金は、本市における企業立地を促進し、産業構造の高度化及び雇用機会の拡大を図ることを目的としたものであります。</p> <p>補助金を交付するにあたっては、補助金の交付決定時に在職者の検査を行い交付しているところであります。また、交付を受けた日から10年間は、交付申請に係る事業を継続して営まなければならないこととしており、違反した場合は補助金の返還を命ずることができることとなっております。</p>	経済観光部
3 公契約条例（法）を制定すること。	<p>公契約条例の目的である「契約の履行に従事する労働者への公正な賃金、労働時間、その他の労働条件を適正に確保すること」は、重要な項目であると認識しています。</p> <p>公正な労働基準の確保については、原則として、最低賃金法、労働基準法などの現行の法体系の中で対応すべきものと考えています。しかし、本市では、労働条件悪化の一因となるダンピングを防止するため、最低制限価格を設定したり、下請業者の利益の保護や不利な立場を救済するため、現場説明書において下請契約における代金支払の適正化等を明記し、元請業者への指導を行っています。</p> <p>本市では、個々の契約の実態に即して、国、県及び他都市の動向を踏まえながら、既存の入札制度等について、引き続き検討していきたいと考えています。</p>	総務部
4 組織化が困難な小規模農家や品目横断的経営安定対策に参加できない農家に支援をおこなうこと。	<p>水田農業ビジョンに基づく産地づくり交付金や地域特産品振興対策事業、大豆生産振興対策事業などの市独自の事業により、小規模農家等の支援を行います。</p>	農林水産部

2008年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<p>5 大きく原価割となっている生産者米価について、農家の再生産を保障するために、価格補償をするように国・県にもとめること。また、市独自でも緊急支援すること。</p>	<p>米価下落時の補填について、品目横断的経営安定対策に加入している人は、減収額の9割が補填されます。19年産米について10%を超える収入減少があった場合には、超過部分については農家の積立拠出金なしに、国の負担により補填されます。（20年当初予算対応）20年以降については、10%を超える収入減少準備積立金も農家が選択できることとなります。</p> <p>また、加入していない人で生産調整に取り組む人につきましても、産地づくり対策の稲作構造改革促進交付金により、減収額の9割以内の補填されることとなっております。</p> <p>価格補填はこれら国の支援が行われるため、市独自の緊急支援をする予定はありません。</p>	農林水産部
<p>・安心できる住みよいまちづくり</p>		
<p>1 広域化計画による大型可燃物処理場の建設計画は中止すること。焼却施設は、住民へのリスク抑制と災害・事故による稼働停止に対応できるように、複数設置すること。</p>	<p>本事業は、現在、東部広域行政管理組合が環境アセスメント調査の実施に向けて、地元の方々と折衝しているところであります。</p> <p>施設の規模決定については、ごみの減量化の推移を勘案しながら、今後見直しを行いたいと考えています。</p> <p>複数施設の設置については、経済性、環境保全、整備に要する期間などの点で多くの問題があるとの検討結果から、東部広域行政管理組合を組織する全市町の合意の下、一施設に集約するとの結論に至ったものであります。</p>	環境下水道部
<p>2 家庭ごみの有料化のもと、生ごみの減量とごみ全般のリサイクル対策をいっそう強化し、経費の削減をおこなうこと。また、町内会などごみ袋の無料配布の枚数を増やし、生活保護世帯も対象とすること。</p>	<p>現在、本市の可燃ごみの内その約5割が紙類、約1.5割を生ごみが占めております。紙ごみの中には、まだまだ資源に回せるものが多くあり、また、生ごみは水切することで減量することが可能となります。</p> <p>このことから、紙類の資源ごみへの分別誘導を図るため、再資源化推進団体への奨励制度を拡充するなどの市民への還元策を検討するとともに、生ごみの水切方法の具体的な提示など、一層の啓発を推進してまいりたいと考えています。</p> <p>なお、家庭ごみの有料指定袋制度へのスムーズな移行を図るため、制度開始前に自治会へステーション管理用として新指定袋の無料配布を行いました。現在のところ新制度のルールもほぼ定着したところであり、追加の配布は考えていません。</p> <p>また、生活保護世帯に対するごみ袋の負担軽減措置については、合併前の各旧町村でも特別な助成をしていなかったこと等も考慮して、現在の取り扱いとしているところです。</p>	環境下水道部

2008年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
・同和行政と人権施策		
1 同和対策の基本となっている「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例」は廃止すること。また、同和地区指定をやめ、固定資産税の減免などの特別対策は中止し、速やかに一般対策に移行すること。	<p>同和行政については、「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を根拠に策定した「第4次鳥取市同和対策総合計画(H19～22)」に基づき、必要な限りの激変緩和措置を講じながら特別対策から一般対策へ移行して取り組みを進めていきますが、今後、一般対策移行後の条例のあり方について検討していきます。(人権政策監)</p> <p>固定資産税の減免については、廃止も含め見直しを検討します。(総務調整監)</p>	人権政策監 総務調整監
2 人権教育・啓発は、民間運動団体から行政が主体性をもっておこなうこと。また、同和問題・差別問題に重点化せず、今日の社会問題化している多様な人権問題について取り扱うこと。	<p>人権啓発については、「鳥取市人権施策基本方針」に基づき、行政が主体性を持ちながら今後ともあらゆる分野の人権啓発を推進していきます。(人権政策監)</p> <p>人権教育については、「鳥取市人権教育基本方針」に基づき、市民一人ひとりが人権尊重の精神の涵養を図り、人権が尊重された社会の実現に向けて自主的・主体的な取り組みができるよう、人権教育の充実・発展の方向性を定め、人権教育を推進しています。今後この方針に基づき、様々な人権問題に取り組みます。(教育委員会)</p>	人権政策監 教育委員会
・住民が主人公の地方自治の確立		
1 市民サービスの向上と市民の声を市政に生かし、福祉・教育、介護、市民相談、地域振興などの職員体制を充実すること。	<p>定員適正化計画に沿って職員を削減している中ではありますが、平成18年度の人事異動で「地域包括支援センター」、「市民総合相談課」、「市民総合相談窓口」を設置、平成19年度の人事異動では「教育センター」の設置や「鳥取県後期高齢者医療広域連合」への職員派遣を行うなど、福祉、教育、市民相談等の体制の充実に努めてきたところで</p> <p>す。</p> <p>今後も、市民サービスの向上と市民の声を市政に生かすための組織機構づくりを、柔軟に進めて行きたいと考えています。</p>	総務部
2 市民の政治参加と民主主義を確保するために、中山間地などの投票所とポスター掲示場を増設すること。	<p>投票所については、合併後の市域全体の投票区の区域の均衡と公平性の確保の観点から、平成18年4月に区域見直しを行いました。その後、交通の利便性がよくない地域への対策として6投票区を増設し、現在の92投票区・投票所としております。今後においては、社会環境の変化の状況等を見ながら、投票区域について考えていくこととしております。</p> <p>ポスター掲示場について、その設置箇所数は、公職選挙法及び政令により、投票区の有権者数及び投票区面積に基づいて、1投票区5か所以上10か所以内の基準によることとされています。しかし、特別の事情がある場合は総数を削減することができることとなっており、林野の多い地域では原則一集落一箇所とし、市街地においてはあまり近接しないような基準を設けており、平成19年の参議院議員通常選挙では、598箇所の設置としております。今後においても、社会情勢、選挙運動のあり方等の状況の変化をみながら、設置場所の選定と併せて検討していきたいと考えます。</p>	選挙管理委員会

2008年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<p>3 まち・地域の崩壊と地方自治の後退となる道州制に反対すること。</p>	<p>現在、国において国と地方の役割分担について議論され、道州制における新しい政府像が検討されているところですが、いずれにしても、地方分権と道州制は、相互に関連する問題であり、地方自治の後退を招かないよう全国市長会、全国特例市連絡協議会等あらゆる機会を通して、国に対して地方の意見を十分反映するよう要望していきます。</p>	<p>総務部</p>
<p>4 憲法改悪に反対し、第9条の平和理念、第25条の生存権確保、地方自治の確立など憲法5原則を厳守するようにもとめること。</p>	<p>「日本国憲法の改正手続に関する法律」(平成19年5月18日公布、平成22年5月8日から完全施行)により、憲法を改正するかどうかは国民投票で決まることとなりましたが、憲法改正については、適宜判断し、国へ要望していきます。</p>	<p>総務部</p>
<p>・世界平和都市宣言と非核都市宣言の趣旨を生かし、「被爆者・戦争体験の証言を聞く会」の開催など被爆・戦争体験の継承、総合支所の玄関に広告塔の設置、雁金山の平和塔の伝承など、市民との協働による非核平和の行政を強めること。</p>	<p>平成19年度には、非核平和都市宣言都市として非核平和思想の啓発のため、鳥取市非核平和都市宣言推進実行委員会を通して、鳥取市立中央図書館での原爆パネル展、市民折鶴運動及び非核平和講演並びに小中学校への平和図書の贈呈、平和ビデオの購入を行いました。これからもこれらの啓発活動を継続して実施します。</p>	<p>総務部</p>